

平成20年2月13日

警 察 庁 交 通 局

交 通 規 制 課 長 太 田 誠 様

社団法人 日本看護協会 会長 久常 節子

社団法人 全国訪問看護事業協会 会長 相川 宗一

財団法人 日本訪問看護振興財団 理事長 吉原 健二

< 公 印 略 >

道路交通法における訪問看護車両の取り扱いに関する要望

時下 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より、日本看護協会、全国訪問看護事業協会、日本訪問看護振興財団の活動に対しまして、格段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、上記3団体は、道路交通法における訪問看護車両の取り扱いについて別添のとおり要望書を取りまとめ、提出いたします。

要望書の趣旨をご理解いただき、訪問看護の推進に向けてご支援・ご高配を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

道路交通法における訪問看護車両の取り扱いに関する要望

急速な高齢化の進行や、病院の在院日数短縮化の動きにより、地域で訪問看護を必要とする方々が増加しております。今般の医療制度改革では、療養病床の大幅な減少や医療費適正化を目的とした平均在院日数短縮や在宅での看取りの推進などが盛り込まれており、在宅医療の重要な担い手として、訪問看護の提供の場は今後も拡大していくことが予想されます。

平成6年7月から訪問看護ステーション車両を「駐車許可対象車両」としてご配慮いただき、ありがとうございます。訪問看護は、医師の指示の下に通院が困難で在宅で療養されている方や在宅での点滴治療や終末期医療が必要な方の自宅に訪問し看護を提供しております。全国5470箇所^{*1}の訪問看護ステーションのうち9割以上が車両による訪問を行っております。訪問看護事業は計画的な訪問が中心ですが、重症患者の状態悪化や人工呼吸器等のトラブルなど生死に関わる際には「緊急時訪問看護」として車両による迅速かつ円滑な訪問看護の提供が不可欠です。

しかしながら、平成18年6月の道路交通法改正での駐車違反取締りが強化されたことにより、車両による訪問看護業務に対して大きな支障が出ております。全国訪問看護事業協会の調査^{*2}では、訪問看護車両を利用している1637事業所のうち190事業所（11.6%）が、平成19年9月以降に「駐車許可対象車両」の取り消しを受けております。そして、この1637事業所のうち126事業所（7.7%）が駐車違反を受け、487事業所（29.7%）が有料駐車場を使用するようになっており、緊急時訪問に間に合わなかったり、駐車場料金の利用者負担等の問題も発生しております。

つきましては、訪問看護に使用する車両の駐車許可等に関し、下記の事項についてご検討・ご配慮いただきますよう、宜しくお願い申し上げます。

記

1. 「緊急時訪問看護」に使用する車両については、「やむを得ない場合」として駐車違反取締りの対象外とされたい。
 - ・「緊急時訪問看護」は昼夜を問わず発生している。
 - ・医師の緊急往診と同様に、迅速に対処しなければ患者の生命の安全に関わる。
2. すべての訪問看護車両を医師の往診同様の「駐車許可対象車両」としていただきたい。

*1：平成18年介護サービス施設・事業所調査結果、厚生労働省、平成18年10月

*2：「道路交通法における駐車禁止除外規定等緊急アンケート」、全国訪問看護事業協会、平成19年11月（会員数：3,369事業所、有効回答数：1,786、有効回答率：53.0%、全国の訪問看護ステーションの32.7%にあたる）

以上